第３回滝沢市空家等対策協議会 会議録（案）

１．会議の名称

　　第３回滝沢市空家等対策協議会

２．開催日時

　　令和４年３月２３日（水）午後３時から

３．開催場所

　　滝沢市役所 大会議室

４．出席委員

　委員７名中４名出席・・・設置条例第７条第２項の規定に基づき、会議成立。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 氏名 | 所属・職名 | 備考 | 出欠 |
| １ | 第５条第１項第１号委員 （市民） | 湯澤　豊 | 滝沢市自治会連合会　理事 |  | 出 |
| ２ | 太野　忍 | 滝沢市民生児童委員連絡協議会　副会長 |  | 欠 |
| ３ | 第５条第１項第２号委員 （法務、不動産又は建築に関する学識経験者） | 下河原　勝 | 一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会  副会長 （株式会社FPホームサービス　代表取締役） |  | 出 |
| ４ | 倉原　宗孝 | 公立大学法人岩手県立大学　教授 | 副会長 | 欠 |
| ５ | 第５条第１項第３号委員 （関係行政機関の職員） | 箱石　貴文 | 岩手県盛岡広域振興局土木部 建築住宅室建築指導課長 |  | 欠 |
| ６ | 西塔　清 | 盛岡地方法務局登記部門  総括登記官 |  | 出 |
| ７ | 川原　康二 | 滝沢消防署　警防係長 |  | 出 |

５．市出席者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属・職名 | 氏名 | 備考 |
| 滝沢市長 | 主濱　了 | 協議会会長 |
| 都市整備部長 | 齊藤　和博 |  |
| 都市整備部都市政策課長 | 近藤　整 |  |
| 都市整備部都市政策課　総括主査 | 佐藤　志貴 |  |
| 都市整備部都市政策課　主査 | 佐藤　克也 |  |
| 都市整備部都市政策課　主任 | 八重樫　綾 |  |
| 都市整備部都市政策課　技師 | 菅原　優奈 |  |

６．傍聴人の有無

　　無

７．次第

（１）開会

（２）会長挨拶

（３）議題

　　　ア　滝沢市空家等対策計画を策定することについて

　　　イ　滝沢市特定空家等認定基準を策定することについて

　　　ウ　滝沢市特定空家等認定マニュアルを策定することについて

（４）その他

（５）閉会

８．会議資料

（１）次第

（２）滝沢市空家等対策協議会委員等名簿

（３）資料１　滝沢市空家等対策計画を策定することについて

（４）資料２　滝沢市空家等対策計画（案）について

（５）資料３　滝沢市空家等対策計画【概要版】

（６）資料４　滝沢市特定空家等認定基準を策定することについて

（７）資料５　滝沢市特定空家等認定基準（案）

（８）資料６　滝沢市特定空家等認定マニュアルを策定することについて

（９）資料７　滝沢市特定空家等認定マニュアル（案）

（１０）参考資料１　滝沢市パブリックコメント提出意見及び実施結果報告書

（１１）参考資料２　空家等対策の推進に関する特別措置法

（１２）参考資料３　滝沢市空家等対策協議会設置条例

９．質疑応答（要約要旨）

（１）【協議事項】滝沢市空家等対策計画を策定することについて

会長

「滝沢市空家等対策協計画を策定すること」につきましては、意見なしということで終了いたします。

（２）【協議事項】滝沢市特定空家等認定基準を策定することについて

湯澤委員

　　今後の日程について、令和４年９月に特定空家等認定の事前協議を行い、令和５年３月に認定協議とありますが、もっと早いタイミングで認定できないのでしょうか。

　事務局

　　資料７「滝沢市特定空家等認定マニュアル」の２ページのフロー図にあるように、「適切管理依頼・所有者等の事情把握」から「外観（立入）調査」の間で猶予期間を３か月設けることとし、この期間に改善が確認された場合は、特定空家等の認定から除外することとします。よって、特定空家等の認定には一定期間時間を要します。

（３）【協議事項】滝沢市特定空家等認定マニュアルを策定することについて

下河原委員

　Ｄランクと判定された空家等への対策はこのとおりでよいのですが、Ｄランクになるまでは放置してよいということではないと考えます。Ｃランクの空家等について、定期的にヒアリングを行う等、Ｄランクになる前に何かサポートなどしてはどうでしょうか。

　事務局

　まずは危険度の高いＤランクから対策していきたいと考えておりますが、Ｃランクの空家等についても、Ｄランクになる前に対策できるよう、注視しながら所有者に助言等していきたいと考えております。

湯澤委員

　略式代執行のイメージを教えていただきたいです。

事務局

　略式代執行は所有者が特定できない又はいない場合、行政代執行は所有者がいる場合です。

湯澤委員

　　所有者が不在で略式代執行となった場合、執行経費は市が負担するということになるのでしょうか。

　事務局

　　国からの補助金と、市の財源で負担することになります。

１０．その他

　盛岡地方法務局登記部門　総括登記官　西塔委員より情報提供

　「民法・不動産登記法（令和３年４月一部改正）、相続等により所得下土地所有権の国庫への帰属に関する法律について（令和３年４月制定）」

【不動産登記制度の見直し】　令和６年４月１日～順次施行

・相続登記申請の義務化

・相続登記申請の代替措置として相続人申告登記を新設

　・住所等の変更登記申請の義務化　　等

【相続土地国庫帰属制度の創設】　令和５年４月２７日施行

　・所有者が土地を相続したが使用しない場合、国庫に帰属させることを可能とする制度を新設

　・国庫帰属が認められない土地もあるため、すべてが対象となるわけではない。

令和３年４月に法改正されたが、未施行ということもあり、今後、法務省から法務局へ詳細な説明がある予定であるため、適宜情報提供する。

なお、パンフレットは、令和４年４月頃に、市戸籍窓口（市民課）に配架を依頼する予定としている。